

第32回生駒市情報公開及び個人情報保護運営審議会 会議録

日 時 平成20年3月7日(金)午後6時00分～午後7時20分

場 所 生駒市役所 403・404会議室

出席者(敬称略)

委 員 下村敏博、風間規男、井上正二、奥森茂、谷中重紀、南条晴世、春
見祥司、山田弘己

事務局 文書課長 奥山良海、情報公開室長 堀本慎一、同室主査 真銅美
雪

今回は、情報公開条例改正に係る審議のみのため、事務局が実施機関
を兼ねる。

- 配付資料
- 1 レジユメ
 - 2 生駒市情報公開条例の改正について〔中間報告〕
 - 3 中間報告に対するパブリックコメント手続に寄せられた意見
に対する審議会の考え方(案)
 - 4 修正後の答申(案)

議 題 1 諮問情第1号 生駒市情報公開条例の改正について

- (1) パブリックコメントの結果について
- (2) 答申について

2 その他

審議に入る前に、民生・児童委員連合会からの推薦により、眞杉委員に
替わり新たに委員となった谷中重紀委員の紹介があった。

審議事項

1 諮問情第1号 生駒市情報公開条例の改正について

審議の進め方については、パブリックコメントに寄せられた意見に対する「審議会の考え方」と答申の内容については一連のものであるので、「(1) パブリックコメントの結果について」と「(2) 答申について」を併せて審議することとなった。

【事務局説明】

生駒市情報公開条例の改正についての本審議会の中間報告について、1月21日から2月20日までの1カ月間、パブリックコメント手続を行ったところ、1名の方から3件の意見が寄せられた。

寄せられた意見に対しては、審議会としての考え方を公表する必要があるため、御審議いただきたい。

また、市民からの意見を答申に反映させる場合は、中間報告の内容を変更する必要もある。

なお、事務局案を作成したので、それを基に御審議いただきたい。

【市民から寄せられた意見】

(1) 不開示事項「法人等の正当な利益を害する情報」の中の任意提供情報について（中間報告 5(4)イ）

ア 意見の内容

法人等の正当な利益を害する情報で、公にしないと条件で任意に提供されたものを不開示とする旨の規定は、「他の規定」で対応できると説明しているが、「他の規定」を具体的に説明すべきである。

イ 意見に対する審議会の考え方（事務局案）

現行条例第6条第3号の法人等の正当な利益を害する情報の「開示をすることにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上の地位、社会的信用その他正当な利益を害すると認められるもの」という規定と、

同条第7号の事務事業の円滑な執行に支障が生ずる情報の中の「開示をすることにより、当該事務事業若しくは同種の事務事業の目的を損ない、又はこれらの事務事業の公正かつ円滑な執行に著しい支障が生ずると認められるもの」という規定で対応できると考えています。答申では「他の規定」について具体的に説明します。

なお、これらの規定は新条例でも基本的に維持します。

ウ 答申（事務局案）

(4) 法人等の正当な利益を害する情報（現行条例第6条第3号）

イ 行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）で規定している「行政機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたもの」については、規定する必要はないと考える。

【説明】

法では、行政機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供された情報であって、当該条件を付けることに合理性があると認められた場合は、不開示とする旨を規定しているが、この規定がなくても、他の規定で十分対応することができると思われるので、新たに規定する必要はないと考える。

（修正案）

下線部分を以下のとおりに改める。

「この規定がなくても、本号の法人等の正当な利益を害する情報あるいは第7号の事務事業の円滑な執行に支障が生ずる情報の規定で十分対応することができると思われるので、」

エ 質疑

質疑は特になかった。

オ 意見

市民の方からの意見にあるように「他の規定」の具体的な例を示した方がよりわかりやすいのではないか。

表現についての意見であり、趣旨の変更は伴わないので、よりわかりやすい表現に変更すれば良い。

カ 結論

「意見に対する審議会の考え方」及び答申とも事務局案のとおりとなった。

(2) 「出資法人等の情報公開」の中の指定管理者の規定について（中間報告 9(2)）

ア 意見の内容

指定管理者については、その保有する当該管理に関する情報の収集に関し、実施機関が必要な措置を講ずるものとする規定を設けることが適当である。

イ 意見に対する審議会の考え方（事務局案）

公の施設の指定管理者については、市政の一部を補完又は分担していることから、指定管理者制度を導入した後も、公の施設の当該管理に関する業務に係る公文書の情報公開制度が後退しないように、また、円滑な情報公開事務の確保という点から、実施機関が保有していない情報についても、実施機関に提出を求める旨の規定を設けるよう答申に反映させます。

ウ 答申（事務局案）

(2) 出資法人等の情報公開（現行条例に規定なし）

出資法人及び公の施設の指定管理者の情報公開については、実施機関に準じて情報公開に努めるために必要な措置を講ずるものとし、実施機関においてもその業務内容や自立性を尊重しつつ、必要な措置を行う旨の

規定を設けることが適当である。

なお、指定管理者については、実施機関が保有していない公の施設の当該管理の業務に係る情報について、実施機関に提出を求める旨の規定を設けることが適当である。（下線部分を追加する。）

【説明】

市が相当の割合で出資その他財政的支出を行うとともに職員を派遣している法人（財団法人生駒市ふれあい振興財団、財団法人生駒メディカルセンター、社団法人生駒市シルバー人材センター、社会福祉法人生駒市社会福祉協議会）及び公の施設の指定管理者については、市政の一部を補完又は分担していることから、公正で開かれた市政の実現のためには、これら法人についても、その業務内容や自立性に配慮しつつ、自主的に情報公開を推進するために必要な措置を講ずるよう努めるべき規定を設けるとともに、実施機関に対しても、法人に対し必要な措置を講ずるよう指導を行う旨の規定を設けることが適当である。

なお、指定管理者については、その保有する当該管理に関する情報の収集に関し、実施機関が必要な措置を講ずるものとする規定を設けることが適当であるとの意見もあった。

（修正案）

下線部分を以下のとおり改める。

「なお、指定管理者については、指定管理者制度を導入した後も、公の施設の当該管理に関する業務に係る公文書の情報公開制度が後退しないように、また、円滑な情報公開事務の確保という点から、実施機関が保有していない情報についても、実施機関に提出を求める旨の規定を設けることが適当である」。

〔事務局補足説明〕

中間報告では、指定管理者の保有する情報については、実施機関がその

収集に関し必要な措置を講ずる旨の規定を設けることについては、委員の一部からの意見ということで「意見があった。」という表現にしていた。

しかし、市民から収集に関しての規定を設けることが適当であるとの意見が寄せられたので、委員の一部からの意見にとどめるのではなく、答申に反映させるかどうかについて御審議いただきたい。

エ 質疑

Q 市民の方からの意見を反映させ、答申内容を修正した場合、出資等法人と指定管理者では、条例で規定する内容が異なることになるのか。

A 出資等法人については、情報公開を推進するために必要な措置を講ずるよう自ら努めるべきという規定と、実施機関も出資等法人に対し指導を行うという旨の規定になる。指定管理者については、この2つの規定に加えて、実施機関に対して市民等から公の施設の当該管理業務に関する文書の開示請求があり、実施機関がその文書を保有していなかった場合に、実施機関は、指定管理者に対し当該文書の提出を求められることができるように収集に関し必要な措置を講ずる旨の規定を設けることになる。

Q 指定管理者について、そのような収集規定を設けている自治体は多いのか。

A 全国的には把握していないが、県内では奈良県と奈良市が収集規定を設けている。

オ 意見

指定管理者については、市に代わって行政の一部を担っており、指定管理者制度の導入によって、情報公開制度が後退することのないようにする必要があると思われるため、市民の意見を答申に反映し、実施機関が指定管理者から文書を収集することができるように、収集に関し必要な措置を講ずる旨の規定を入れた方が良いのではないかと。

答申に反映させた場合、出資等法人と指定管理者では、規定する内容が異なるので、それぞれ分けて書いた方がわかりやすいのではないか。

カ 結論

「意見に対する審議会の考え方」については、事務局案を次のように改める。

「公の施設の指定管理者については、指定管理者制度の導入により、公の施設の当該管理に関する業務が、民間の事業者等によって行われるようになることから、制度の導入前に比べて情報公開制度が後退することのないようにするべきであり、また、円滑な情報公開事務の確保という点からも、ご意見のとおり、実施機関が保有していない情報の収集について、実施機関が必要な措置を講ずるものとする旨の規定を設けるべきであると考え、答申にはその旨を反映します。」

答申については、出資法人等の情報公開について、出資等法人と指定管理者の規定内容が異なることから、誤解を招かないように分けて記述することとなり、内容については会長と事務局で再度調製した後、各委員の承認を得ることとなった。

(3) 公文書の開示に係る手数料について（中間報告 1 2）

ア 意見の内容

営利目的の請求については、情報公開制度本来の趣旨から外れた利用であるため、手数料を徴収すべきである。

イ 意見に対する審議会の考え方（事務局案）

公文書の開示に係る手数料については、原則無料とするのが適当であり、公文書の写しの作成及び送付に要する費用については、現行どおり徴収することとしますが、営利目的の請求については、情報公開制度が

公文書の公開を請求する理由を問わないものの、情報公開制度本来の趣旨から外れた利用であり、安価に取得した情報で利潤を得ることから、手数料の徴収など、費用の負担を求めることを検討するよう答申に反映させます。

ウ 答申（事務局案）

1 2 公文書の開示に係る手数料（現行条例第 1 1 条）

公文書の開示に係る手数料については、現行条例どおり無料とすることが適当である。

なお、営利目的の請求については、手数料の徴収など、費用の負担を求めることを検討すべきである。（下線部分を追加する。）

【説明】

情報公開制度の趣旨及び利用しやすい制度とするため、手数料については現行どおり無料とすることが適当であり、費用負担は、写しの交付に係る作成費用及びその送付の費用に限定することが適当である。

なお、委員の中からは、営利目的の請求については、情報公開制度本来の趣旨から外れた利用であると思われるため、手数料を徴収すべきという意見もあった。

（修正案）

下線部分を以下のとおりとする。

「なお、営利目的の請求については、情報公開制度本来の趣旨から外れた利用であると考えられるため、手数料の徴収など、費用の負担を求めることを検討すべきである。」

〔事務局補足説明〕

中間報告では、手数料については無料とするという結論であり、営利目的の請求については、委員の一部から手数料を徴収すべきという意見があったという表現にしていた。

しかし、市民から営利目的の請求については手数料を徴収すべきとの意見が寄せられたため、委員の一部からの意見とするのではなく、答申に反映させ、内容を修正するかどうかについて御審議いただきたい。

エ 質疑

Q 開示請求の目的が営利かどうかの判断は難しいのではないか。

A すでに営利目的の請求に対して手数料を徴収している自治体に、判断の基準について問い合わせたところ、請求者からの申出によるしかないとのことである。

Q 営利目的の請求について手数料を徴収する場合、手数料条例で規定するのか。

A 手数料条例で規定する方法と情報公開条例の中で規定する方法と2種類の方法がある。

オ 意見

市民感情としては、営利目的の請求について市民の税金を使って対応するのは納得しがたい。手数料を徴収すべきであると思う。

答申案では、上段で「開示に係る手数料は無料とする」としながら、「なお」以降で営利目的の請求については、手数料の徴収などを求めるという内容になっているので、矛盾しているのではないか。

「公文書の開示に係る手数料については原則無料」とし、「ただし、営利目的の請求については」というような表現になるのではないか。

説明の中で、営利目的の請求については、情報公開制度本来の趣旨から外れた利用であると考えられるためという表現があるが、情報公開制度自体が請求の目的を問わずに利用でき、また、営利目的の請求であっても情報公開制度の趣旨から外れるものではないといった考え方もあることから、「本市の情報公開条例の目的規定の趣旨から外れる」ということになるのではないか。

カ 結論

「意見に対する審議会の考え方」については次のように改める。

「公文書の開示に係る手数料については、原則無料とするのが適当であり、公文書の写しの作成及び送付に要する費用については、現行どおり徴収することとしますが、営利目的の請求については、情報公開制度が公文書の公開を請求する理由を問わないものの、本市の情報公開条例で規定している「市民の市政への参加を促進するとともに、市の諸活動を市民に説明する責務が全うされるようにし、もって公正で開かれた市政を推進する」という目的から外れた利用であると考えられるため、手数料の徴収など、費用の負担を求めることも検討するよう答申に反映させます。」

答申については次のように改める。

1 2 公文書の開示に係る手数料については、原則として無料とすることが適当である。ただし、営利目的の請求については、手数料の徴収など、費用の負担を求めることも検討すべきである。

【説明】

情報公開制度の趣旨及び利用しやすい制度とするため、手数料については現行どおり無料とすることが適当であり、費用負担は、写しの交付に係る作成費用及びその送付の費用に限定することが適当である。ただし、営利目的の請求については、本市の情報公開条例で規定している「市民の市政への参加を促進するとともに、市の諸活動を市民に説明する責務が全うされるようにし、もって公正で開かれた市政を推進する」という目的から外れた利用であると考えられるため、手数料の徴収など、費用の負担を求めることも検討すべきである。

2 その他

事務局から以下の連絡があった。

(1) 答申について

修正部分の文言の調整を正副会長と行い、各委員の確認を経て決定する。

今月末に市長への提出を予定しており、会長と市長のスケジュールが調整できれば、会長から直接手渡ししていただく予定である。

(2) 生駒市情報公開及び個人情報保護審査会条例の改正について

今回、情報公開条例の見直しの中で、不服申立ての処理手続に関する規定の整備を行うことになるが、その範囲が情報公開条例だけではなく、生駒市情報公開及び個人情報保護審査会条例にも及ぶため、審査会条例も改正する必要が出てきた。審査会条例の改正については、改めて諮問して審議していただくのではなく、今回の答申に基づいて同時に改正することになるので、ご了解いただきたい。

(3) 会議録について

会議録（案）を、後日各委員に送付するのでご確認いただきたい。

